

○厚生労働省告示第五十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第七～第九（略）	<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（令和二年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、令和三年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に収載されている医薬品</p>	<p>第一～第五（略）</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成三十年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成三十一年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に収載されている医薬品（平成三十二年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）</p>

第十 厚生労働大臣が定める注射液等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射液

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、巡回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹腔灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレネノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限り）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射液を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、プロスタグランジンI₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射液を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限り）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤及びヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射液
イ・ロ (略)

第十 厚生労働大臣が定める注射液等

一 療担規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射液

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、巡回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹腔灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレネノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限り）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射液を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、プロスタグランジンI₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射液を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限り）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤及びインスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射液
イ・ロ (略)

八 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー
 一〇〇エリプター四吸入用、テリルジー一〇〇エリプター三〇吸入用、シムツーザ配合錠
 アイベータ配合点眼液、ドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠一〇〇mg

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合
 一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群（鰓弓異常症を含む）、鎖骨頭蓋骨異形成、トリイチヤ・コリンズ症候群、ピエール・ロパン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂（横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む）、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ピンター症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む）、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルピンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXX症候群及びXXX症候群を含む）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバー症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Khan-Washong-Julin症候群、常染色体重複症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)
 第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
 一 (略)

十 エポエチンベータゴル（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
 十一 (略)
 十三 (略)
 第十三 第十五 (略)

別表第1から別表第3までを次のように改め、別表第4から別表第6までを削る。

八 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

コムクロシヤンブー一〇・〇五%、カナリア配合錠、アトリーゼット配合錠HD、アトリーゼット配合錠LD、アイセントレス錠六〇〇mg、スーリヤ配合錠、オデフィシ配合錠、ジェミニナ配合錠（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る）、トラディアンズ配合錠AP、トラディアンズ配合錠BP、メトアナ配合錠HD、メトアナ配合錠LD、ジャルカ配合錠、ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー一〇〇エリプター四吸入用、テリルジー一〇〇エリプター三〇吸入用、シムツーザ配合錠、アイベータ配合点眼液、ドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠一〇〇mg

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合
 一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群（鰓弓異常症を含む）、鎖骨頭蓋骨異形成、トリイチヤ・コリンズ症候群、ピエール・ロパン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ピンター症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む）、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルピンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分（性）無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)
 第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合
 一 (略)

(新設)
 十二 (略)
 十三 (略)
 第十三 第十五 (略)

アストモリジン配合胃溶錠
アストモリジン配合腸溶錠
アノフロリン錠 50mg
アムロジピン錠 2.5mg 「BMD」

(い)
イシヒベース錠 0.25
イシヒベース錠 0.5
イシヒベース錠 1

(え)
エカベトNa顆粒 66.7% 「トロー」
エカベトNa顆粒 66.7% 「フアイガー」
S・アブクノン錠 30

エスワンメイジ配合カプセルT
エスワンメイジ配合カプセルT 20
エスワンメイジ配合カプセルT 25

エプイェント錠 20mg
エプイェント錠 10% 「マールイシ」
塩酸ベニジピン錠 8mg 「マイトラ」

(か)
カルフエニール錠 40mg
カルフエニール錠 80mg

(く)
クラリスロマイシンドライシロップ 10%小児用 「マイトラ」
クラリマック配合顆粒

(け)
経口用トロンビゲン細粒 2万単位 「サロイ」
(こ)
合成ケイ酸アルミニウム 「フアイガー」 原末
コバヤミド錠 250mg 「ツルハラ」
コバレノール錠 25

(し)
ジアソキシドカプセル 25mg 「MSD」
ジスロマックSR成人用ドライシロップ 2g
シダトレンスキ花粉舌下液 200JAU/mlボトル

シダトレンスキ花粉舌下液 2,000JAU/mlパック
シダトレンスキ花粉舌下液 2,000JAU/mlボトル
シロシナミン錠 100mg
シロスタゾールOD錠 100mg 「K」

(す)
ストロカイン顆粒 5%
(せ)
セタゾリル錠 12.5mg
セタゾリル錠 50mg
セチリジン塩酸塩錠 5mg 「フアイガー」

(せ)
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「BMD」
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「フアイガー」
セナムカカプセル 100mg
セナムカカプセル 200mg

(そ)
ソルダナ錠 12mg
(た)
タカチアスタターゼ原末
タムスロシン塩酸塩OD錠 0.1mg 「テマル」

(て)
テオドールシロップ 2%
テオドールドライシロップ 20%
テゾレノンカプセル 50mg 「テメル」

(て)
テメラール配合カプセルT 20
テメラール配合カプセルT 25

(と)
トコナエロール酢酸エステル錠 50mg 「フアイガー」
トコナエロールニコチン酸エステルカプセル 100mg 「N.P」
トリドセラン配合錠
トリリーフ錠 25mg

(の)
ノイキノン顆粒 1%
(は)
ハセトシンカプセル 250

シダトレンスキ花粉舌下液 2,000JAU/mlパック
シダトレンスキ花粉舌下液 2,000JAU/mlボトル
シロシナミン錠 100mg
シロスタゾールOD錠 100mg 「K」

ストロカイン顆粒 5%
セタゾリル錠 12.5mg
セタゾリル錠 50mg
セチリジン塩酸塩錠 5mg 「フアイガー」
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「BMD」
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「フアイガー」
セナムカカプセル 100mg
セナムカカプセル 200mg
ソルダナ錠 12mg
タカチアスタターゼ原末
タムスロシン塩酸塩OD錠 0.1mg 「テマル」
テオドールシロップ 2%
テオドールドライシロップ 20%
テゾレノンカプセル 50mg 「テメル」
テメラール配合カプセルT 20
テメラール配合カプセルT 25
トコナエロール酢酸エステル錠 50mg 「フアイガー」
トコナエロールニコチン酸エステルカプセル 100mg 「N.P」
トリドセラン配合錠
トリリーフ錠 25mg
ノイキノン顆粒 1%
ハセトシンカプセル 250

パセトシン錠 250
バルコーゼ顆粒 75%
バルサルタン錠 20mg 「テバ」
バルサルタン錠 80mg 「テバ」
バンクレーチン原末 「マルイシ」

(ひ)
ヒスタリジン錠 10mg
ビタミネE錠 50mg 「N.P」
(ふ)
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 30mg 「CEO」
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 60mg 「CEO」
フラクゾ配合散

フラムミベキソール塩酸塩錠 0.125mg 「明治」
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.5mg 「明治」
プラミール錠 5mg
プロピタタン散 10%

(へ)
ベネトリン錠 2mg
ベハイトRA配合錠
ベロテックシロップ 0.05%

(ま)
マツウララ桂枝加朮附湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスパ顆粒

(ま)
マツウララ三黄瀉心湯エキスパ顆粒
マツウララ七物降下湯エキスパ顆粒
マツウララ十味敗毒湯エキスパ顆粒
マツウララ大柴胡湯エキスパ顆粒
マツウララ猪苓湯エキスパ顆粒
マツウララ当帰芍薬散料エキスパ顆粒
マツウララ人参湯エキスパ顆粒
マツウララ防風通聖散エキスパ顆粒
マツウララ麻香甘石湯エキスパ顆粒
マツウララ薏苡仁湯エキスパ顆粒

(み)
ミルナシナラン塩酸塩錠 12.5mg 「AFP」

パセトシン錠 250mg1錠
バルコーゼ顆粒 75%
バルサルタン錠 20mg1錠
バルサルタン錠 80mg1錠
バンクレーチン原末 「マルイシ」
ヒスタリジン錠 10mg
ビタミネE錠 50mg 「N.P」
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 30mg1錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 60mg1錠
フラクゾ配合散
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.125mg1錠
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.5mg1錠
プラミール錠 5mg1錠
プロピタタン散 10%
ベネトリン錠 2mg1錠
ベハイトRA配合錠
ベロテックシロップ 0.05%
マツウララ桂枝加朮附湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスパ顆粒
マツウララ三黄瀉心湯エキスパ顆粒
マツウララ七物降下湯エキスパ顆粒
マツウララ十味敗毒湯エキスパ顆粒
マツウララ大柴胡湯エキスパ顆粒
マツウララ猪苓湯エキスパ顆粒
マツウララ当帰芍薬散料エキスパ顆粒
マツウララ人参湯エキスパ顆粒
マツウララ防風通聖散エキスパ顆粒
マツウララ麻香甘石湯エキスパ顆粒
マツウララ薏苡仁湯エキスパ顆粒
ミルナシナラン塩酸塩錠 12.5mg 「AFP」

パセトシン錠 250mg1錠
バルコーゼ顆粒 75%
バルサルタン錠 20mg1錠
バルサルタン錠 80mg1錠
バンクレーチン原末 「マルイシ」
ヒスタリジン錠 10mg1錠
ビタミネE錠 50mg1錠 「N.P」
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 30mg1錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 60mg1錠
フラクゾ配合散
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.125mg1錠
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.5mg1錠
プラミール錠 5mg1錠
プロピタタン散 10%1g
ベネトリン錠 2mg1錠
ベハイトRA配合錠
ベロテックシロップ 0.05%1ml
マツウララ桂枝加朮附湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスパ顆粒
マツウララ三黄瀉心湯エキスパ顆粒
マツウララ七物降下湯エキスパ顆粒
マツウララ十味敗毒湯エキスパ顆粒
マツウララ大柴胡湯エキスパ顆粒
マツウララ猪苓湯エキスパ顆粒
マツウララ当帰芍薬散料エキスパ顆粒
マツウララ人参湯エキスパ顆粒
マツウララ防風通聖散エキスパ顆粒
マツウララ麻香甘石湯エキスパ顆粒
マツウララ薏苡仁湯エキスパ顆粒
ミルナシナラン塩酸塩錠 12.5mg 「AFP」

パセトシン錠 250mg1錠
バルコーゼ顆粒 75%
バルサルタン錠 20mg1錠
バルサルタン錠 80mg1錠
バンクレーチン原末 「マルイシ」
ヒスタリジン錠 10mg1錠
ビタミネE錠 50mg1錠 「N.P」
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 30mg1錠
フエキソフエナジン塩酸塩OD錠 60mg1錠
フラクゾ配合散
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.125mg1錠
フラムミベキソール塩酸塩錠 0.5mg1錠
プラミール錠 5mg1錠
プロピタタン散 10%1g
ベネトリン錠 2mg1錠
ベハイトRA配合錠
ベロテックシロップ 0.05%1ml
マツウララ桂枝加朮附湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ桂枝湯エキスパ顆粒
マツウララ柴胡加竜骨牡蛎湯エキスパ顆粒
マツウララ三黄瀉心湯エキスパ顆粒
マツウララ七物降下湯エキスパ顆粒
マツウララ十味敗毒湯エキスパ顆粒
マツウララ大柴胡湯エキスパ顆粒
マツウララ猪苓湯エキスパ顆粒
マツウララ当帰芍薬散料エキスパ顆粒
マツウララ人参湯エキスパ顆粒
マツウララ防風通聖散エキスパ顆粒
マツウララ麻香甘石湯エキスパ顆粒
マツウララ薏苡仁湯エキスパ顆粒
ミルナシナラン塩酸塩錠 12.5mg 「AFP」

ミルナシブタン塩酸塩錠 15mg 「AFPJ」	15mg1錠
ミルナシブタン塩酸塩錠 25mg 「AFPJ」	25mg1錠
ミルナシブタン塩酸塩錠 50mg 「AFPJ」	50mg1錠
(め)	
メドカイン内用ゼリー 2%	2%1g
メナテトリンカブセル 15mg 「FJ」	15mg1カブセル
メロキシカム錠 5mg 「JG」	5mg1錠
メロキシカム錠 5mg 「TCCK」	5mg1錠
メロキシカム錠 10mg 「JG」	10mg1錠
メロキシカム錠 10mg 「TCCK」	10mg1錠
(ゆ)	
ユベラン細粒 40%	40%1g
ユベラ顆粒 20%	20%1g
ユリロシン錠 20	20mg1錠
(り)	
リセドロン酸 Na錠 2.5mg 「テ バ」	2.5mg1錠
リセドロン酸 Na錠 17.5mg 「テ バ」	17.5mg1錠
(る)	
ルネトロン錠 1mg	1mg1錠
(れ)	
レボフロキサシン錠 250mg 「サト ウ」	250mg1錠(レボフロキ サンとして)
レボフロキサシン錠 500mg 「サト ウ」	500mg1錠(レボフロキ サンとして)
(ろ)	
ロンミールカブセル 200mg	200mg1カブセル
第2部 注 射 薬	規格単位
(あ)	
アザセトロン塩酸塩静注液 10mg 「SNJ」	10mg2mL1管
(え)	
エリメソニック注キット	2mL1筒
(か)	
カコージン注 200mg	200mg10mL1管
(け)	
ケベラS注	20mL1管
(す)	
スベニールバイアル関節注 25mg	1%2.5mL1瓶

(た)	
タラモナール静注	2mL1管
(ち)	
注射用GRF住友 50	50μg1瓶(溶解液付)
注射用GRF住友 100	100μg1瓶(溶解液付)
(て)	
テルベラン注射液 10mg	0.5%2mL1管
(と)	
トセタキセル点滴静注 20mg/ 1mL 「テバ」	20mg1mL1瓶
トセタキセル点滴静注 80mg/ 4mL 「テバ」	80mg4mL1瓶
(ね)	
ネオバリン1号輸液	2,000mL1キット
ネオバリン2号輸液	2,000mL1キット
(は)	
バイアル専用炭酸水素ナトリウ ム補充液 1.39%	1L1袋
(ふ)	
フアイン静注用 500	500単位10mL1瓶(溶解 液付)
(せ)	
フエンタニル注射液 0.1mg 「ヤン セン」	0.005%2mL1管
フエンタニル注射液 0.25mg 「ヤ ンセン」	0.005%5mL1管
フエンタニル注射液 0.5mg 「ヤン セン」	0.005%10mL1管
(み)	
ミラクリッド	50,000単位1瓶
ミラクリッド	100,000単位1瓶
ミラクリッド注射液 2万5千単位	25,000単位0.5mL1管
(る)	
ルネトロン注射液 0.5mg	0.5mg1管
(れ)	
レンチナン静注用 1mg 「味の素」	1mg1瓶
第3部 外 用 薬	規格単位
(あ)	
アズレクソラがいの液 1%	1%1mL
(え)	
エリコリ眼軟膏	1g
塩酸ブロカイン 「ホエイ」	1g
(お)	
オキシソル液 3%	10mL

(か)	
カンフル糖 (東洋製薬)	10mL
※ カンフル糖 (ヤクハツ)	10mL
(く)	
グルコジンB・エタノール液 0.5%	0.5%10mL
(し)	
ジクロロエチク Naブツブ 30mg 「東光」	10cm×14cm1枚
ジクロロエチク Naブツブ 140mg 「東光」	10cm×14cm1枚
(す)	
スルプロククリーム 1%	1%1g
(そ)	
ソアナーズ軟膏分包装 8g	1g
(と)	
トバルジックククリーム 1%	1%1g
(は)	
ババロ散含嗽用 0.4%	0.4%1g
(ふ)	
フランセチン・T・バウダー フルチカゾン点鼻液 25μg小児用 「アマル」 56噴霧用	1g 2.04mg4mL1瓶
フロピオン酸フルチカゾン点鼻液 50μg 「フアインサー」 56噴霧用	4.08mg8mL1瓶
(も)	
モクタール	10g
(ゆ)	
ユーバスタコーワ軟膏分包装 8g	1g
(よ)	
ラベンダー油	1mL
(り)	
リフラツブシト 5%	5cm×5cm
リフラツブシト軟膏 5%	5%1g
別表第3	
第1部 注 射 薬	規格単位
(え)	
FDGsキヤン注	10MBq
(ふ)	
フルデオキシグルコース (18F) 静注 「FRI」	10MBq

品 名	規 格 単 位
(む) 無水エタノール注「フアイザー」 無水エタノール注「フソー」	5ml1管 5ml1管
第 2 部 外 用 薬	
(あ) フイノフロ―吸入用 800 p p m	
(お) オラネジン液 1.5% O R 消毒用ア フリケータ 10 ml	1.5% 10ml1管
オラネジン液 1.5% O R 消毒用ア フリケータ 25 ml	1.5% 25ml1管
オラネジン液 1.5% 消毒用アフリ ケータ 10 ml	1.5% 10ml1管
オラネジン液 1.5% 消毒用アフリ ケータ 25 ml	1.5% 25ml1管
オラネジン消毒液 1.5% O R	1.5% 10ml
オラネジン消毒液 1.5% O R	1.5% 10ml
第 3 部 歯 科 用 薬 剤	
品 名	規 格 単 位
品 名 外 用 薬	
[根管治療剤] フンモニア銀液	

カルビタール キヤナルクリーナー歯科用液 10% クリアエラシー クレオドロン サホライド・R C 液歯科用 3.8% 歯科用アンチホルミン ④ 歯科用ホルマリンクレゾール ④ 歯科用ホルムクレゾール ④ 歯科用ホルムクレゾール「村上」 水酸化カルシウム ネオクリーナー「セキネ」 ペリオドロン ホルマリン・グアヤコール F G 「ネオ」 ホルムクレゾール F C 「ネオ」 メトコール モルホニン歯科用液 [鎮痛・鎮静消毒剤] キヤンフェニツク「ネオ」 クロロフェン サホライド液歯科用 38% ④ 歯科用カルボール	1ml
---	-----

④ 歯科用フェノール・カンフル 村上キヤンフェニツク [覆罩剤] ネオダイソ バルバミン V [軟組織消炎剤] クオール亜鉛液 ④ 歯科用ヨード・グリセリン ネオグリセロール ヨードグリコールバスタ「ネオ」 [象牙質知覚過敏麻酔剤] F ハニツシユ歯科用 5% [齲蝕抑制剤] バトラー フローデンフオーム A 酸性 2% バトラー フローデンフオーム N ④ 弗化ナトリウム液「ネオ」 弗化ナトリウム液 2% フルオール液歯科用 2% フルオール・ゼリー歯科用 2%	2% 1 g
---	--------